



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課）…………… 1
- 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（子育て支援課）…………… 5
- 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する規準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（子育て支援課）…………… 6

告 示

- 区営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課）…………… 6
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 6

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了・7件（南部土木事務所）…………… 8

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立八重山病院）…………… 10

規 則

指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8 月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 謝 花 喜 一 郎

沖縄県規則第65号

指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成11年沖縄県規則第61号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「、指定居宅介護支援事業所」を削る。

第2条中「、第79条第1項」を削り、「指定居宅サービス事業所（指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所）指定（許可）申請書」を「指定居宅サービス事業所・介護保険施設・指定介護予防サービス事業所指定（許可）申請書」に改める。

第3条の見出し中「指定居宅サービス事業者の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 法第72条の2第1項ただし書及び第115条の2の2第1項ただし書の規定による申出は、指定を不要とする旨の申出書（第2号様式の2）により行うものとする。

第4条を次のように改める。

（変更の届出等）

第4条 法第75条、第89条、第99条、第113条及び第115条の5並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第111条の規定による届出は、省令第131

条第1項、第135条、第137条、第140の2の2及び第140条の22第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第2条の規定による改正前の介護保険法施行規則（第10条において「旧省令」という。）第140条に規定する事項の変更に係るものにあつては変更届出書（第3号様式）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止、休止又は再開届出書（第4号様式）により、それぞれ行うものとする。

第5条中「第113条」を「旧法第113条」に改める。

第6条の見出し中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同条中「第94条第2項」の次に「及び第107条第2項」を加え、「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」を「介護老人保健施設・介護医療院開設許可事項変更申請書」に改める。

第7条の見出し中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同条中「第95条第2項」を「第95条及び第109条」に、「介護老人保健施設管理者承認申請書」を「介護老人保健施設・介護医療院管理者承認申請書」に改める。

第8条の見出し中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同条中「第98条第1項第4号」の次に「及び第112条第1項第4号」を加え、「介護老人保健施設広告事項許可申請書」を「介護老人保健施設・介護医療院広告事項許可申請書」に改める。

第9条中「法第108条第1項」を「旧法第108条第1項」に改める。

第9条の2中「、第79条の2第1項」を削り、「第107条の2第1項」を「第108条第1項並びに旧法第107条の2第1項」に、「指定居宅サービス事業所（指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所）指定（許可）更新申請書」を「指定居宅サービス事業所・介護保険施設・指定介護予防サービス事業所指定（許可）更新申請書」に改める。

第10条中「、第85条」を削り、「、第115条」を「、第114条の7」に改め、「第115条の10」の次に「並びに旧法第115条」を加え、「第131条の2、第133条の2、第135条の2、第137条の2、第140条の2」を「第131条の2各号、第135条の2各号、第137条の2各号、第140条の2の3各号」に改め、「第140条の23各号」の次に「並びに旧省令第140条の2各号」を加える。

第11条第1項中「、指定居宅介護支援事業所」を削る。

第1号様式中「指定居宅サービス事業所（指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所）指定（許可）申請書」を

「指定居宅サービス事業所
介護保険施設 指定（許可）申請書 に、
指定介護予防サービス事業所」

指 定 （ 許 可 ） を 定 居 け 宅 よ う と ビ ス ス る	事 業 所 等 の 所 在 地	（郵便番号 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇） 県 郡市		実 施 事 業	指 定（許可）申請をす る事業等の事業開始予 定年月日	既 に 指 定 等 を 受 け て い る 事 業 等 指 定（許可） 年月日	様 式
		（ビルの名称等）					
	同一所在地において行う事業等の種類						
	指 訪問介護						付表1
	定 訪問入浴介護						付表2
	居 訪問看護						付表3
	宅 訪問リハビリテーション						付表4
	サ 居宅療養管理指導						付表5
	1 通所介護						付表6
	と ビ 通所リハビリテーション						付表7
	ス 短期入所生活介護						付表8
	短期入所療養介護						付表9

事業所 ・ 施設 の 種 類	特定施設入居者生活介護				付表10	
	福祉用具貸与				付表11	
	特定福祉用具販売				付表12	
	居宅介護支援事業				付表13	
	施設	介護老人福祉施設				付表14
		介護老人保健施設				付表15
		介護療養型医療施設				付表16
	指 定 介 護 予 防	介護予防訪問介護				付表1
		介護予防訪問入浴介護				付表2
		介護予防訪問看護				付表3
		介護予防訪問リハビリテーション				付表4
		介護予防居宅療養管理指導				付表5
		介護予防通所介護				付表6
		介護予防通所リハビリテーション				付表7
		介護予防短期入所生活介護				付表8
		介護予防短期入所療養介護				付表9
		介護予防特定施設入居者生活介護				付表10
		介護予防福祉用具貸与				付表11
		特定介護予防福祉用具販売				付表12

を

指 定 （ 許 可 ） を 受 け よ う と す る 事 業 所 ・ 施 設	事業所等の所在地	(郵便番号 県 郡市) ----- (ビルの名称等)				
	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定(許可)申請をする事業等の事業開始予定年月日	既に指定等を受けている事業等指定(許可)年月日	様式	
	指 定 居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護				付表1
		訪問入浴介護				付表2
		訪問看護				付表3
		訪問リハビリテーション				付表4
		居宅療養管理指導				付表5
		通所介護				付表6
		通所リハビリテーション				付表7
		短期入所生活介護				付表8
		短期入所療養介護				付表9
		特定施設入居者生活介護				付表10
		福祉用具貸与				付表11
		特定福祉用具販売				付表12
		施設	介護老人福祉施設			
	介護老人保健施設					付表14

設 の 指 種 定 類 介 護 予 防 サ ー ビ ス	介護医療院				付表15
	介護予防訪問入浴介護				付表2
	介護予防訪問看護				付表3
	介護予防訪問リハビリテーション				付表4
	介護予防居宅療養管理指導				付表5
	介護予防通所リハビリテーション				付表7
	介護予防短期入所生活介護				付表8
	介護予防短期入所療養介護				付表9
	介護予防特定施設入居者生活介護				付表10
	介護予防福祉用具貸与				付表11
特定介護予防福祉用具販売				付表12	

に改め、同様式備考9中「付表16」を「付表15」に改める。

第2号様式備考1中「介護保険法」を「法」に、「第72条第1項ただし書及び第115条の11」を「及び第72条第1項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）」に改め、同様式備考2中「介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改める。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2（第3条関係）

指定を不要とする旨の申出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
開設者（所在地）
氏 名 印
（名称及び代表者氏名）

次のとおり指定を不要とする旨を申し出ます。

開設者	名称				
	施設の種別				
	所在地				
	障害福祉サービス事業所番号				
	連絡先	電話番号		FAX番号	
管理者	フリガナ				
	氏名				
	住所				
申出に係るサービスの種類	指定を不要とするサービスについて、「申出」欄に○を記入してください。				
		サービスの種類	申出		
	1	共生型訪問介護			
	2	共生型通所介護			
	3	共生型短期入所生活介護			

	4 共生型介護予防短期入所生活介護	
--	-------------------	--

備考1 この申出書は、法第72条の2第1項ただし書及び第115条の2の2第1項ただし書の規定による申出書です。

2 「施設の種別」欄は、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービス又は短期入所の別を記入してください。

第6号様式中「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」を「介護老人保健施設 開設許可事項変更申請書」に改め、「次のとおり介護老人保健施設」の次に「（介護医療院）」を加える。

第7号様式中「介護老人保健施設管理者承認申請書」を「介護老人保健施設 管理者承認申請書」に改め、「次のとおり介護老人保健施設」の次に「（介護医療院）」を加える。

第8号様式中「介護老人保健施設広告事項許可申請書」を「介護老人保健施設 広告事項許可申請書」に改め、「次のとおり」の次に「介護老人保健施設（介護医療院）の」を加える。

第10号様式中「指定居宅サービス事業所（指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所）指定（許可）更新申請書」を「指定居宅サービス事業所 介護保険施設 指定（許可）更新申請書」に改め、同様式備考3中

「指定居宅サービス事業所（指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所）指定（許可）更新申請書」に改め、同様式備考3中

「指定居宅サービス事業所	法第70条の2第4項で準用する法第70条第2項各号	
指定居宅介護支援事業所	法第79条の2第4項で準用する法第79条第2項各号	
指定介護老人福祉施設	法第86条の2第4項で準用する法第86条第2項各号	を
介護老人保健施設	法第94条の2第4項で準用する法第94条第3項各号	
介護療養型医療施設	法第107条の2第4項で準用する法第107条第3項各号	
「指定居宅サービス事業所	法第70条の2第4項で準用する法第70条第2項各号	
指定介護老人福祉施設	法第86条の2第4項で準用する法第86条第2項各号	
介護老人保健施設	法第94条の2第4項で準用する法第94条第3項各号	に改める。
介護医療院	法第108条第4項で準用する法第107条第3項各号	
介護療養型医療施設	旧法第107条の2第4項で準用する旧法第107条第3項各号	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 謝 花 喜 一 郎

沖縄県規則第66号

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則（平成19年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「。以下「法」という。」を削り、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）」を「同法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項」に改め、「（平成20年文部科学

省告示第26号)」を削り、「保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定により厚生労働大臣が定める指針（別表において「保育所保育指針」という。））」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 謝 花 喜 一 郎

沖縄県規則第67号

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年沖縄県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第6条の表備考1中「第12条の4第8項」を「第12条の5第8項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、羽地大川土地改良区から申請のあった羽地大川土地改良区地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更について、平成30年7月31日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年8月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 謝 花 喜 一 郎

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成30年8月10日から同年9月6日まで
- 3 縦覧に供する場所 名護市役所及び今帰仁村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第326号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南風原町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年8月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 謝 花 喜 一 郎

- 1 公共測量を実施する地域 南風原町字津嘉山
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年8月10日から平成31年3月14日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成30年8月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 謝 花 喜 一 郎

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年7月6日
(2) 商号名 I K K I 建設
(3) 代表者名 平良一紀
(4) 所在地 那覇市小禄4丁目7番地5オレンジハウス101号室
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第11389号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年6月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年7月6日
(2) 商号名 日栄建設
(3) 代表者名 友利榮市
(4) 所在地 宮古島市平良字下里1354番地8
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第6951号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年6月5日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成30年7月6日
(2) 商号名 秀鉄筋工業
(3) 代表者名 富着秀光
(4) 所在地 うるま市安慶名三丁目30番7号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第11540号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年6月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成30年7月6日
(2) 商号名 株式会社シンエイ
(3) 代表者名 山崎直
(4) 所在地 那覇市泊1丁目4番地4 301号室
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第12834号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、石工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年6月12日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、石工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成30年7月6日
(2) 商号名 有限会社丸友開発
(3) 代表者名 惣慶長喜
(4) 所在地 那覇市字真地185番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第5866号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年6月13日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成30年7月6日

- (2) 商号名 株式会社東興電設
 - (3) 代表者名 川畑聡
 - (4) 所在地 沖縄市字桃原207番地2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第6853号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年6月18日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成30年7月17日
- (2) 商号名 株式会社L I X I L 沖縄販売
 - (3) 代表者名 金田恭典
 - (4) 所在地 宜野湾市字大謝名237番地5
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13008号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業及び防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年6月21日付けで、建設業法第12条に基づき板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業及び防水工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成30年7月17日
- (2) 商号名 有限会社治建設
 - (3) 代表者名 塩川孝治
 - (4) 所在地 沖縄市字登川1774番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第6495号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年6月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成30年7月17日
- (2) 商号名 株式会社ファンスタイルエスディー
 - (3) 代表者名 城間和浩
 - (4) 所在地 那覇市泊1丁目2番地3 3階
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第10492号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年6月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成30年7月17日
- (2) 商号名 株式会社瀬底土建
 - (3) 代表者名 瀬底清進
 - (4) 所在地 那覇市田原4丁目2番地3
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第1485号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年7月6日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年8月10日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年1月12日 沖縄県指令南土第14号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波655番1
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字座波599番地大城アパート203 金城安志
- 5 検査済証番号 平成30年6月14日 N第866号
- 6 工事完了年月日 平成30年5月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年8月10日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年7月19日 沖縄県指令南土第737号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄西原131番4及び135番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字友寄135番地 神里肇
- 5 検査済証番号 平成30年6月15日 N第867号
- 6 工事完了年月日 平成30年6月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年8月10日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年10月11日 沖縄県指令南土第1029号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波仙原609番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字座波8番地2階 古堅大輔
- 5 検査済証番号 平成30年6月19日 N第868号
- 6 工事完了年月日 平成30年6月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年8月10日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年5月31日 沖縄県指令南土第567号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波古島原1288番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字座波1288番地の3 大城斉
- 5 検査済証番号 平成30年6月20日 N第869号
- 6 工事完了年月日 平成30年5月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年8月10日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年5月23日 沖縄県指令南土第529号、平成30年6月15日 沖縄県指令南土第674号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字喜屋武1842番1及び1842番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字喜屋武1842番地の1 慶留間裕貴

- 5 検査済証番号 平成30年7月3日 N第870号
- 6 工事完了年月日 平成30年5月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年8月10日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年11月10日 沖縄県指令南土第1131号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城世名城原215番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市宇栄原2丁目19番10号コーポはる201 喜納綾子
- 5 検査済証番号 平成30年7月11日 N第871号
- 6 工事完了年月日 平成30年7月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年8月10日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年11月1日 沖縄県指令南土第1114号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平東原835番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平1522番地1 イーストコンフォート105号 伊波政典
- 5 検査済証番号 平成30年7月13日 N第872号
- 6 工事完了年月日 平成30年6月28日

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年8月10日

沖縄県立八重山病院長 篠 崎 裕 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 高気圧酸素治療装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立八重山病院総務課 石垣市字大川732番地
- 3 落札者を決定した日 平成30年6月1日
- 4 落札者の名称及び所在地 南西医療器株式会社 浦添市城間四丁目2番10号
- 5 落札金額 26,006,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成30年5月22日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--